

# 日本原子力研究開発機構の抜本改革における論点の例

## 1. 業務運営

- ◆ 安全を最優先とした組織運営体制を構築するために何をすべきか（検証すべき事項）
  - ① 研究開発工程を重視するあまり、安全管理が軽視されているのではないか
  - ② ほとんどの原子力施設が止まっている中で、原子力安全への感受性が乏しくなっているのではないか
- ◆ 文化の異なる2つの組織を真に融合させるマネジメントはできていたのか
- ◆ 理事長をはじめ経営者が責任を持ってガバナンスを効かせられる業務の範囲となっているのか
- ◆ 過去の改革方針（例えば経営陣と現場との意思疎通）を踏まえた厳しい自己評価と、適正な外部評価がなされているか

## 2. 「もんじゅ」の運転管理体制の見直し

- ◆ 「もんじゅ」のような、規模の大きな発電プラントであって、安全管理に特別な配慮が必要となる特殊性のある施設を、研究開発機関が適切にマネジメントしていくための体制はどのようにすべきか
- ◆ 現場において運転管理と研究開発が混在し、責任と権限が不明確になっていないか
- ◆ 従来の「組織形態に着目した改革」では、「箱は変わっても人が変わらない」ために結果的に効力が上がらなかったのではないか、そのため今回は「人に着目した改革」が必要ではないか

## 3. 経営体制の抜本的な見直し

- ◆ 理事長がリーダーシップを発揮できる体制をいかに構築するか
- ◆ 安全を最優先にした監査機能が機能していたか
- ◆ 外部監視機能の強化（経営を国民的視線、国際的視点で評価する機能の導入）

## 4. 安全文化の抜本的向上に向けた取組

- ◆ 個々の役職員の裁量と責任が明確になっていないのではないか
- ◆ 経営者たる理事長と個々の職員との意識・目標を明確にするための具体化がなされているか
- ◆ 保守運転管理と研究開発という異なる二つの分野を複眼的な視点で適切にマネジメント(評価)できているのか

## 5. 文部科学省としての課題

- ◆ 過去、動燃改革など大きな方針を示したが、なぜ、この法人に定着しなかったのか検証が必要
- ◆ 現行の独法制度の中で、法人の業務運営について国として適切に関与ができているか
- ◆ 主務大臣が中期目標を策定し、目標の達成を独法に指示する中で配慮すべきことはないか